

令和元年度

第2回 宇都宮市国民健康保険運営協議会 会議録

1 日 時 令和元年9月26日(木) 午後5時00分~

2 会 場 宇都宮市役所14階 14A会議室

3 出席委員

被保険者代表

天谷 美恵子 委員 金沢 力 委員 高橋 裕樹 委員

山森 瞳美 委員 篠崎 和一 委員 坂本 悅男 委員

鈴木 信次 委員

保険医・保険薬剤師代表

片山 辰郎 委員 増山 哲茂 委員 北條 茂男 委員

長谷川 英一 委員

公益代表

今井 政範 委員 今井 恭男 委員 塚田 典功 委員

大貫 隆久 委員 檜山 和子 委員 上野 元子 委員

小野 篤司 委員

被用者保険代表

宮崎 務 委員 野沢 良治 委員

(以上20名)

4 欠席委員

保険医・保険薬剤師代表

小林 健二 委員 金子 達 委員 石崎 一郎 委員

被用者保険代表

小山田 静子 委員

(以上 4名)

5 出席職員

保健福祉部長	緒方 秀徳	保健福祉部次長	佐藤 齊
保険年金課長	野沢 努	保険年金課長補佐	石井 三士
管理グループ係長	関本 耕司	国保給付グループ係長	田上 貴子
収納グループ係長	高橋 智	滞納整理グループ係長	岩崎 豊弘
管理グループ 総括	久保 孝弘	国保給付グループ 総括	斎藤 幸子
国保税グループ 総括	鈴木 加代	収納グループ 総括	大友 治
滞納整理グループ 総括	加藤 尚	健康増進課長	阿部 龍之
健康増進課長補佐	石川 直樹	企画グループ 係長	岡川 秀則
健康づくりグループ 係長	齋藤 雅子	健康診査グループ 係長	塚田 亜希子

6 会議録署名委員

金沢 力 委員 増山 哲茂 委員 (議長指名)

7 付議事項

(1) 報告事項

・報告第1号 国民健康保険の現状について

(2) 協議事項

・協議第1号 国民健康保険税の課税限度額の見直しについて

(開会 午後5時00分)

【事務局】 それでは定刻となりましたので、ただ今から、令和元年度第2回宇都宮市国民健康保険運営協議会を開会いたします。私は保険年金課管理グループ係長の関本と申します。どうぞ、よろしくお願ひいたします。はじめに、会議の定足数について御報告いたします。本

協議会の定数は、24名ですが、本日出席されております委員は、規則に定めます半数以上の委員が出席されており、会議の定足数を充たしておりますので、本会議が成立していることを、事前に御報告させていただきます。

それでは、塚田会長、議事の進行をよろしくお願ひいたします。

【会長】 委員の皆様には、お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

さて、前回の会議におきまして、市長から「国民健康保険税の税率の見直し等について」の諮問がございましたが、次回以降、保険税率のあり方について議論を進めていくのに先立ちまして、本日は、会議次第にありますように、「国民健康保険の現状について」事務局から報告があります。

また、「国民健康保険税の課税限度額の見直しについて」の協議も予定しております。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、議事の前に、次第1の(1)会議録署名委員の選出を行います。宇都宮市国民健康保険規則第13条第4項の規定により、会議録に署名すべき委員は、議長のほか2名を議長が会議に諮って定めることになっております。今回は、金沢 力委員と増山 哲茂委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【委員】 (異議なしの声)

【会長】 御異議ございませんので、今回の会議録署名委員は、金沢委員と増山委員にお願いいたします。

それでは、議事に入りたいと思いますが、会議次第に従いまして、進めてまいります。

次第の2の(1)、報告第1号「国民健康保険の現状について」事務局から説明をお願いします。

【事務局】 (資料に基づき説明)

【会長】 事務局の説明が終わりました。只今、制度改革後の国民健康保険制度の主な内容や宇都宮市国保の現状などについて、事務局から説明がありました。委員の皆様から御意見、御質問等ありましたら御発言をお願いします。

【委員】 資料編15、16頁の保険者努力支援制度の取組状況ですが、国の保険者努力支援制度の平成31年度の獲得点数は、宇都宮市は県内25市町中16位となっています。この獲得点数で交付金の額が決まるとの説明から、取組状況を改善できればもっと交付金がもらえるのではと思うのですが、この獲得点数を金額にすると、1点当たりではいくらになりますか。

【事務局】 基本的には点数を多く獲得すれば、その分交付金も多くなります。一方で、国の予算の枠があり、獲得した点数に応じて、その予算の枠の中で配分されることになりますので、宇都宮市が獲得点数を上げたとしても、そのまま1点に対していくらと決まっているわけではなく、按分されてしまうという仕組みになっています。

【委員】 按分される仕組みであることは分かりました。努力すれば、特定健診受診率やがん検診受診率を上げることができるのではないかと思いますので、按分されるとしても結構な金額が交付されるのであれば、もっと努力してほしいと思います。

【事務局】 国の保険者努力支援制度による交付金の額を点数で割り返した金額が、1点当たりの最大の上げ幅になるかと思います。宇都宮市は、平成30年度の国の努力支援制度で400点獲得し、交付金が2億円弱ですので、獲得点数が100点上がれば約2割強上がると考えられます。

【委員】 同じく保険者努力支援制度について、県内で獲得点数が一番多いのは真岡市だったと思うのですが、市町村によって特徴というものがあり、人数が多いほど行き渡るのが厳しいなどの状況もあるのではと考えています。そういうところに係数をつけるなどといった話題はないのでしょうか。宇都宮市は人数が多いので、例えば「係数を1.1にしてほしい」といったような考え方はないのでしょうか。

【事務局】 全てにおいてということではないのですが、例えば県版の努力支援制度では、収納率に関して、同規模の自治体の中で上位何パーセントを占めた場合には点数がとれる、といった配分の傾斜はございます。

【委員】もし大変な思いをされているのであれば、ぜひ意見を県などにも伝え、反映させていただければと思います。

【委員】関連する質問になりますが、国の保険者努力支援制度については、特定健診受診率等の獲得点数が配点150点中20点、がん検診受診率等が55点中25点と、非常に低くなっています。県の保険者努力支援制度についても、特定健診受診率が30点中0点、特定保健指導実施率が35点中10点、メタボリックシンドロームの減少率が45点中0点となっています。予防に力を入れることは非常に大切ですし、早期発見・早期治療に繋げることが、国保の医療費減に繋がっていくものと考えます。特定健診については、はがきが届き無料で受診できますが、がん検診については有料です。がんなどになるとかなり医療費がかかってしまいますので、検診料を少し国保で負担するといったことも考えられると思います。努力されているとは思いますが、この得点の低さについて気になりましたので、質問させていただきます。

2点目ですが、報告の3頁、保険税の収納状況について、「差押えなどの滞納処分に積極的に取り組むことにより収納率が上がった」とありますが、資料編の9頁を見ますと、低所得層も多く、払いたくても払えないのが現状なのかと思います。そこで差押えなどの処分を行う目安を教えていただきたいと思います。何回催促しても払ってくれない人、高額所得者なのに払ってくれない人など、基準があるのでしょうか。

3点目ですが、資料編の17頁の激変緩和措置の状況についてです。令和元年度は約8億円、令和3年度以降は漸減していくことが方針となっているとありますが、どのくらいの額を見込んでいるのかをお聞きしたいと思います。

【事務局】1点目の保険者努力支援制度についてでありますと、県版と国版の保険者努力支援制度それぞれに指標がありまして、それに応じて点数が配点される仕組みとなっております。県版では、受診率に応じた配点として、昨年度につきましては受診率が40パーセント以上43パーセント未満で10点、43パーセント以上で15点の配点となっておりますが、宇

都宮市につきましては、昨年度の受診率が29.4パーセントであり、県版では配点がもらえていないという状況であります。ただ、28年度と29年度を比較しますと、0.1ポイントではありますが割合が上がっておりまして、国版では「前年度よりも減少率が上がってること」という指標があり、得点につながっています。受診率向上に向けた取組としましては、受診しやすい環境の整備ということで、被保険者の皆様は集団検診をよく利用されますので、総合コミュニティセンターを会場に加えたり、個別受診勧奨としましては、健診未受診の方の属性や年齢を分析し、そういう方に応じたはがきや電話による受診勧奨を行っているところです。この受診勧奨につきましても受診率向上のため、これまで2回だったところ、今年度から3回に拡充し、被保険者の皆様にできるだけ特定健診を受けていただけるよう努力しているところです。また、新規国保加入者には窓口で特定健診の受診案内を配付するなど、受診に繋がるようにPRしているところです。

【事務局】 2点目の差押えにつきましては、滞納の早期解消を図るため、督促や電話催告、臨戸訪問等あらゆる機会を捉えまして納付催告をしているところですが、再三催告したにも関わらず、納付や相談等のない滞納者につきましては、個別に財産調査等を実施し、その結果納付資力がある場合には、やむを得ず差押えを実施しております。

【事務局】 3点目の激変緩和措置につきましては、資料編17頁の米印の下線部分にありますように、令和3年度以降は漸減していくということではあるのですが、何年度にいくら減るなど、具体的な金額についてはまだ定められていない状況です。そもそもこの激変緩和措置につきましては、新制度の施行に伴って激変があった場合の暫定的な措置として導入されたもので、今後減っていくと現時点では捉えられています。今後の見通しにつきましては、次回、税率等の見直しの協議の中で収支の見通しをお示しし、協議させていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

【会長】 よろしいですか。

では次に移りたいと思います。次第の2の(2)、協議第1号「国民健康保険税の課税限度額

の見直しについて」を事務局から説明願います。

【事務局】 (資料に基づき説明)

【会長】 事務局の説明が終わりました。御意見・御質問がありましたら、お願いします。

ございませんようですので、協議第1号について皆様にお諮りしたいと思います。課税限度額につきましては、事務局案のとおり「政令の限度額まで引上げを行う」ことでよろしいでしょうか。

【委員】 (異議なしの声)

【会長】 御異議がありませんので、協議第1号は事務局案のとおり了承されました。

それでは次に、議事の(3)「その他」に移ります。委員の皆様から、何かありますでしょうか。ございませんか。それでは、次に、大きな3の「その他」に移ります。事務局から何かありますか。

【事務局】 次回の会議日程でございますが、第3回の会議は、12月19日（木）に開催を予定しております。詳細につきましては、日程が近づきましたら、通知を送付させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

また、その後になりますが、1月末に諮問に対する答申書案を示させていただく予定で、本日御協議いただきました内容や、次回の協議予定であります、税率等の見直しの内容につきましても、答申書案に反映させていただければと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

もう1点ございまして、委員の皆様あてに、10月17日に開催されます「市町村国民健康保険運営協議会委員研修会」の開催通知等をお送りしておりますが、出席を御希望の方の連絡をいただく締切が本日となっておりますので、御希望の方は事務局まで御連絡くださいますよう、よろしくお願ひします。事務局からは以上でございます。

【会長】 他にありませんか。ないようですので、これをもちまして本日の会議を終了させていただきます。熱心な御討議をいただき、ありがとうございました。では、事務局にお戻し

いたします。

【事務局】 塚田会長、そして委員の皆様本日は、ありがとうございました。これで、令和元年
度第2回宇都宮市国民健康保険運営協議会を閉会いたします。

(閉会 午後5時5分)

この会議録に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

宇都宮市国民健康保険運営協議会

会長 塚田典功

委員 金沢力

委員 増山哲哉

